

四日市市告示第 508 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 6 日

四日市市長 森 智広



1. 都市計画の種類
四日市都市計画区域区分の変更
2. 縦覧場所
四日市市諏訪町 1 番 5 号
四日市市 都市整備部 都市計画課

（都市整備部都市計画課）